

平成24年(ワ)第36778号 損害賠償請求事件

原告

被告 三井住友海上火災保険株式会社

第 6 準 備 書 面

平成27年6月1日

東京地方裁判所民事第11部は係 御中

原告

第1章 証人尋問者の陳述書への反論

証人尋問の証人とならなかった者の陳述書に対する反論は、原告の第2および第3陳述書にて記述してあるので、本準備書面においては、被告側証人となった者の陳述書について反論するものとする。ここでは、それぞれの証人の陳述書を軸に系列的かつ乙号証を順序立ててまとめて記述してあるため、第5準備書面等、今まで提出した各種書類に既に記述してあることと重複して記述してある事項もある。

1. 鐘ヶ江洋三氏の陳述書(乙第35号証)について

鐘ヶ江洋三氏は、まさに、本件訴訟の原因となった問題鑑定人であり、その問題について、原告の陳述書第2部(甲第23号証の2)の「鑑定人制度と鐘ヶ江洋三鑑定人の問題点」等多数の提出書類に詳細に記してあるので、ここでは鐘ヶ江洋三氏の陳述書(乙第35号証)に基づいて反論するものとし、それにその他の事項を付記する。

(1) 同氏の陳述書(乙第35号証)1ページ目の下から5行目に、「大正海上(当時の被告社名)の社員研修(講義)で講師を務めたこともある」と記述してあるが、それを知る他の社員によると、当時の若い社員に、保険の基本知識、損害調査の際の一般論を述べたものであり、「損害保険会社の社員なら誰でも知っている極めて基礎的なものを教える程度のもの」だったそうである。

また、このような社員でもできる研修の講師を鐘ヶ江洋三氏に依頼したのは、三和鑑定事務所に「講師料」という名目の多額の金銭を支払うのが目的だったそうである。その真偽は確認できないが、もしそれが事実だとしたら、これからも、鐘ヶ江洋三氏、三和鑑定事務所と被告の異常な癒着ぶりが窺える。

(2) 同氏の陳述書2ページ目の3行目に、「最高ランクとなる1級の鑑定人を取得」と、まるで大変な資格であるかのような記述がしてあるが、原告の陳述書第2部(甲第23号証の2)の「鑑定人制度と鐘ヶ江洋三鑑定人の問題点」に詳細に記述してあるように、鑑定人という資格は、一級建築士や不動産鑑定士等の国家試験を受けて得る資格と違い、日本損害保険協会が創設した単なる民間団体の資格制度で、例えば、2級鑑定人の試験は原付免許よりやさしい試験である。したがって、「1級鑑定人」と言っても、民間の着物着付け教室が任意で設けている「着物着付け師1級師範」や「自動車の普通免許」という類のものと同次元の資格であり、「最高ランクの1級鑑定人」などという表現は現実を知っている損害調査部門の者からみたら噴飯ものである。

また、以前は、2級鑑定人の経験年数を満たせば、自動的に1級鑑定人になれたが、それではあまりにもいい加減な制度だということで、ちょうど鐘ヶ江洋三氏が1級鑑定人になる頃に、試験制度が導入された。

しかし、初めての試験制度導入のため当時の試験は、緩和措置として極めてやさしくしたにもかかわらず、鐘ヶ江洋三氏は1級鑑定人の試験に落ちた。原告の知っている関西地区の受験者の内、1級の鑑定人試験に落ちた2級鑑定人は鐘ヶ江洋三氏だけであった。またさらに、鐘ヶ江洋三氏は翌年も試験を受けて落ちた

ように記憶している。

(3) 同氏の陳述書2ページ目から3ページ目にかけての「2 鑑定人業務について」は、単に鑑定人がすべき当然の一般論を書き連ねているだけで鐘ヶ江洋三氏がそのようにきちんと損害調査業務をしていたという客観的証拠にも何らならず、また、現にこの項目では、自分はきちんとその鑑定人がすべき当然の一般論を、実際に誠実に遂行したことなど一言も書かれていない。したがって、この「2 鑑定人業務について」の記述はまったく無意味なものである。

(4) 陳述書の4ページの7行目に「傲慢といわれることは心外です」と記述されているが、鐘ヶ江洋三氏は職場でも重要顧客の被告社員の名前を呼び捨てにしていた。職場では、仕事を依頼してもらう外注業者と重要顧客の社員との関係である。その職場で、いくら親しくなったからと言って、重要顧客の被告・三井住友海上の若い社員を呼び捨てにしたり、ましてや頭をパンパンとひっぱたいたりすることは世間一般では通常決して有り得ない。

(5) 陳述書の4ページの7行目に「あたまをひっぱたいたことはない」と記述されている。しかし、鐘ヶ江洋三氏が下請け業者であるにもかかわらず、仕事を与えてくれる重要得意先の被告・三井住友海上の若い社員の頭をパンパンとひっぱたく場面を原告はさんざん見てきた。

また、人事部の三浦課長は、原告が人事部に鐘ヶ江洋三氏の言動を報告した後の事情調査の結果報告として「名前を呼び捨てにしたり、頭をひっぱたいたりしたのは、たまたま長い期間駐在していて親密になっていたからである」と、鐘ヶ江洋三氏が被告・三井住友海上の社員の頭をひっぱたいていたことを認め
ている。

(6) 陳述書の4ページの「(3) 鑑定書の作成について」で、記述してあることは、単に鑑定人としての当然すべき基本的損害調査行為であり、それらの一般論を単に羅列しているだけである。そして前述のとおり、その一般論のとおり、自分が実際に誠実に業務を遂行していたことなどの記述は一切ない。

その証拠に、原告の鐘ヶ江洋三氏の杜撰極まりない行為の指摘に対して、被告備書面の数々の箇所、「水害の場合、鑑定人は浸水深さを測ればそれでよく、現場で特に鑑定人は特に詳しい損害調査は必要ない」、「商品管理システムを導入している契約者の事故は、特に詳しい調査をする必要はない」、「火災鑑定人は火災現場で特に詳しい調査をする必要はない」と鐘ヶ江洋三氏を擁護するために、損害保険会社として自殺行為とも言える数々の暴論を主張している。

そしてこの被告の度重なる暴論は、鐘ヶ江洋三氏の陳述書に記述してある鑑定人としての当然すべき損害調査行為と相反している。つまり、被告の主張と鐘ヶ江洋三氏の陳述書の内容がまったく噛み合っていない。

つまり、被告が鐘ヶ江鑑定人を擁護するための度重なる主張が、現実離れした荒唐無稽な暴論であることを如実に物語っている。

- (7) 陳述書の6ページの「ウ [] が指摘する洪水案件について」という項目において、「洪水の案件で [] とともに現場に行ったこと自体おぼろげな記憶はありますが、鑑定人としての具体的な活動についての記憶はありません」という記述がある。そして、鑑定人の行うべき損害調査業務の一般論を書き連ねている。例えば、6ページの9行目にその「一般論として考えたとしても、訴状に記載された [] 氏の認識には誤りがある」と、現実論を避けて「一般論からの推定」を述べている。

つまり、陳述書の「(一般論からして)自分はこうしたはずだ、ああしたはずだ。このようなことは言うはずがない」などという主張は、事実論を避けて一般論から推定して主張しているだけの話である。

なお、これらの「事実論を避けて一般論の推定を主張しているのは、被告側のすべての陳述書、すべての証人の証言に共通することである。

- (8) 6ページ目の下から2行目にも、「当時の記憶はないものの」とはっきり記述しながら、7ページの1行目に「(損害の)数量や金額の把握をしたことも充分考えられます。」と推定での発言をしている。推定で発言しながら、「倉庫の

2階の在庫を確認しようとしなかった」、「損害品の家電製品の小売店への卸値を損害額とした」との原告の発言のようなことをするとは考えられません、と事実論を避けて、単に推定だけで結論付けている。

当時の記憶がないとはっきり断言している鐘ヶ江洋三氏と、あまりにも同氏の損害調査業務が杜撰なために同氏の行動や発言の一部始終を、完全にはっきりと脳裏に焼き付いている原告とでは、どちらの言っていることが正しいかは議論するまでもない。

- (9) 陳述書8ページの「5 []による営業妨害について」にて、被告の同業他社に数社に鐘ヶ江洋三氏や三和鑑定事務所の誹謗中傷を記載した文書を送付していた」と記述してある。しかしながら、原告が保険会社各社に送付したのは甲第4号証のように、株主として正々堂々と住所や名前を書き、株主としての利益を守るという当然の権利・義務を記述した文書で、後述の仲山利明氏の陳述書への反論のとおり、誹謗中傷したという文書を原告は見せられてもいないし、被告側も証拠として、その郵送された文書も提出さえしていない。

一体、被告は何の根拠を以って、このような主張をしているのかまったく不可解かつ不合理である。

- (10) 被告および被告側の人間の陳述書には、「鐘ヶ江洋三氏は特に優秀ではないが、特に問題のある鑑定人でもなかった」と判を押したように、同じ表現が記述されている。

しかし、いくらそうやって鐘ヶ江洋三氏という問題鑑定人を擁護しようとも、それらの主張はすべて、鐘ヶ江洋三氏を「超悪質B鑑定人」として原告が作成した甲第16号証の論文集「正しい鑑定人の選び方(副題:問題鑑定人の追放)」が、被告自身どころか全国の損害調査部門の人間に絶賛されたことによって、事実と異なることが完全に証明されている。

この論文の中の「超悪質B鑑定人」は、原告本人が鐘ヶ江鑑定人の言動をもとに作成したものであるから、被告も否定のしようがない。

2. 高品秀弘氏の陳述書(乙第37号証)について

(1) 昭和63年4月1日に原告と同時に大阪に転勤し、大阪の損害調査部長となった時期に、陳述書の2ページ8行目に「三和鑑定や関西鑑定に業損害調査務を委託していた」と記述してあるが、これはまったく事実と異なる。

原告と高品秀弘氏が同時に大阪に赴任した当時、「関西鑑定」には一切業務を委託していなかった。その数年前までは、ほとんどのおいしい業務を三和鑑定事務所に集中させながらも、三和鑑定事務所に仕事が重なって人手が足りないときに、ようやく内山鑑定や関西鑑定にも細々と小さい仕事を依頼していた。

しかし、三原課長がさらに三和鑑定事務所に委託業務を独占させるために、特に関西鑑定にはその数年前から、三原課長が一切業務委託を停止していたので、高品秀弘氏の記述は完全に事実と異なる。

なぜならば、高品秀弘氏と原告が大阪に赴任した年に、あまりにも鐘ヶ江鑑定人の傲慢な態度、杜撰な仕事ぶりに競争原理の導入のため、原告が他の鑑定事務所にも仕事を依頼しようとして、事故報告があったときに原告が関西鑑定に鑑定の依頼の電話を入れたところ、その電話に出た人間が「本当に当社に仕事を依頼するのですか!？」と驚いて聞き返してきた。電話に出た人によると被告からの鑑定業務の依頼は、3年以上まったく無かったそうなので、突然の原告の鑑定業務の依頼に驚くのも無理はない。

以上の経緯より、高品秀弘氏が赴任時に、「三和鑑定や関西鑑定に業務を依頼していた」という記述は、まったく事実と異なる。それに、原告や高品秀弘氏の後に大阪に転勤してきた久保田善夫氏の陳述書(乙第41号証)の3ページの下から3行目に「関西鑑定の起用も認めた」と記述してあり、久保田善夫氏より早く大阪に赴任した高品秀弘氏が赴任時に関西鑑定に挨拶に行っているはずがなく、時系列的に明らかに辻褄があわない。したがって、高品秀弘氏が大阪に赴任時に関西鑑定に挨拶に行くどころか損害調査さえ業務依頼をまったくしていな

かったことがはっきりと裏付けられる。

原告が競争原理導入のため、関西鑑定等に鑑定業務を依頼するようになったため、それが面白くなかった三和鑑定事務所と癒着している三原課長が、原告の人事考課のランクアップを見送った理由がそれであることは言うまでもない。

- (2) 陳述書の3ページ6行目から、「原告が私に対して甲第2号証の意見書を提出したことや、それに基づいて三和鑑定事務所に行ったことは記憶に全くない」との趣旨の記述がされているが、その一方、陳述書の3ページ9行目から「甲第2号証の意見書の中身を見ると、(自分が三和鑑定事務所に行ったとしても)何等おかしいことはないように思います」と、「三和鑑定事務所に行ったかも知れない」と、前述の記述と正反対の記述をしている。このように陳述書に記述しているにもかかわらず、高品秀弘氏は、証人尋問の際に、「甲第2号証を見たことも無ければ、三和鑑定事務所に行ったことも無い」などという、自分自身の陳述書を否定した証言をした。

当然事實は、高品秀弘氏は原告からこの意見書(甲第2号証)を受け取って、極めて迅速に三和鑑定事務所に行ったものである。原告は、意見書(甲第2号証)を受け取って近日中に、高品秀弘氏が三和鑑定事務所に電話する位だと思っていたので、即刻三和鑑定事務所に行ったことに大変驚いた。

そして、三和鑑定事務所で事情聴取をして帰社後の結果報告の席では、高品秀弘氏と他に高田副部長、原告と久保田課長の4人に結果報告をした。そしてその報告の内容は、東谷社長の他に竹守鑑定人、奥田鑑定人同席のもと、東谷社長が「ついに来るべき時が来ました。鐘ヶ江鑑定人に極めて問題があることは当社は以前から充分承知しており、いつかこのような日がくると思っていました」とまったく何らの反論もせずに素直に認めたということであった。この東谷社長の発言はその前に、原告と三原課長が同席した場所での発言とまったく同じで、再度、鐘ヶ江鑑定人が非常に問題のある鑑定人であることを認めた発言である。

高品秀弘氏は陳述書で、「25年以上も前のことなので記憶が不鮮明」と記述し

ているが、原告は高品秀弘氏の迅速な行動に大変驚いたので、極めて鮮明に一部始終を覚えている。記憶が不鮮明な高品秀弘氏と極めて鮮明に一部始終を極めて鮮明に覚えている原告とでは、どちらが事実かは自明の理である。

- (3) 大阪から高松への転勤の辞令発令の件について、高品秀弘氏の陳述書によると、人事発令をする際に、「対象者をひとつの部屋に集めて人事異動を発表するなど有り得ない」と記述されている。

原告も入社以来、大阪に転勤するまで人事異動の際にそのような事は一切無く、該当社員の一大事であるの辞令発表を一堂に会して行うなど、有り得ないと思っていたので、大阪で一つ部屋に該当者を集めて、端から順に人事異動を発表するという初めての光景に信じられない思いで見っていた。

原告の隣にいた、同じ課の「岩尾公志」社員(名刺：甲第31号証の3)が、入社以来配属されていた損害調査部門から、いきなり神戸支店の営業への人事異動を発令され、気が動転して呆然とし、顔を真っ赤にしていたことを原告は極めて鮮明に覚えている。

常識としては、高品秀弘氏のいうとおり、人事異動の対象者を一堂に会して一度に発表するなど一般的には有り得ないし、原告も大阪での初めての経験であったので、当時は大変驚き鮮明に覚えている。

したがって、人事異動担当者を一堂に会して人事発令した後、高品秀弘氏に個室に呼ばれた時に原告は「なんだろうと？」非常に不可解に思った。そして、「君を守りたかったが、本社の意向には逆らえなかった」と言われた時、高品秀弘氏に「一抹の良心の呵責が残っていた」のだと思った。その理由は、高品秀弘氏が原告の意見書(甲第2号証)を受けて三和鑑定事務所に行き、東谷社長たちから「ついに来るべき時が来た。鐘ヶ江鑑定人は非常に問題のある鑑定人でいつかこういう時がくると思っていた」と高品秀弘氏の口から直接聞いたのに、それに続く言葉が「今後とも協力してやっていきましょうということになった」という信じ難い結論であった。つまり、被告・三井住友海上と三和鑑定事務所の異常な癒

着が証明された瞬間であった。

ただ、もちろん、高品秀弘氏は、原告が会社のために正しいことを主張していることは充分理解していたにもかかわらず、本社の意向により癒着を続けざる得ない不本意な結果にならざるを得なかったこと、さらには本社からの圧力で原告を左遷転勤せざる得ないことに、「一抹の良心の呵責に耐え切れなかった」ために、原告に自分の本心の一部を伝えるために「君を守りきれなかった」と原告にせめても謝罪とも受け取れる言葉を言ったことは充分理解できる。

したがって、「一般論からそのような辞令の方法をするはずがない」という高品秀弘氏の事実論を避けた一般論からの推定での発言と、非常に驚いて一部始終を極めて鮮明に記憶している原告のどちらが正しいことを言っているかは自明の理である。

また、この「甲第2号証の原告の意見書(直訴状)」については、20年以上も前から、人事部をはじめとして、多数の機会に実際に被告に見せて説明しているにもかかわらず、この20年以上、さらには本件訴訟の開始からのこの2年間、訴状に添付もしてあるにもかかわらず、こんな意見書は存在しないという否定の反論は一切被告からなかったし、本件訴訟が開始してからこの2年間、法廷に提出した書類の中でも一切触れていない。

これらのことから、高品秀弘氏の陳述書での記述は不自然極まり無く、事実でないことは明白である。

- (4) 高品氏秀弘氏の陳述書には、他の被告側の陳述書と違い、原告の業務能力についての記述がない。

原告が大阪に赴任してきたとき、ワープロ、パソコンなどのIT機器は、まだ黎明期で、本社でもほとんどなく、当時、大阪の損害調査部門にあるものと言え、保険金支払い用のオンライン・バンキングの端末くらいで、パソコン、ワープロなどは一台も無かった。

しかし原告は自前のそれらの当時非常に高価なIT機器を持ち込み、ワープロ

で次々と損害調査報告書や各種書類を作成したり、各種損害率のデーターをパソコンで統計をとったり、当時の大阪の損害調査部門の社員達の度肝を抜いた。

ある日、ワープロを操作している原告の隣に、突然高品秀弘氏が椅子を持ってきて座り、「ワープロとはどういうものかね?」と言って、原告がワープロで書類や自動車事故現場の図面を作成する様子を、高品秀弘氏は非常に感心しながら、興味深く見ていた。

このように、損害調査部門の中で、画期的なIT機器を使い次々と業務をこなす社員は、当時は被告・三井住友海上の中では、もちろん日本の損害保険業界の損害調査部門の中でも原告以外はおそらく皆無だった。

また、部長席決済の大口事故で、原告がワープロで作成した保険金支払いの損害調査報告書を添付書類とともに、部長席に大口事故の支払い決済のために回送しても、すべて何らの問題も無く、高品部長の承認決裁印をもらい、極めて迅速に保険金の支払いがいつもなされていた。シャープの約10億円の事故の保険金支払いもまったくそうであった。その損害調査報告書を他の多数の共同保険会社に送っても、「大正海上(当時の被告の名称)さんはすごいですね。損害調査報告書がワープロで作成されている上に、内容も完璧ですね!」と多数の会社から驚嘆された。

原告の作成した書類なら、もう問題ないだろうと上司たちは、ほとんど「めくら判」状態であり、それほど原告の業務への信頼は厚く完璧なものであった。

しかし、被告側の陳述書として提出する立場として、原告の能力を褒めるわけにもいかず、かと言って能力が低いとも記述しなかったのは、高品秀弘氏にも一抹の良心の呵責が有るからであろうと言うことは容易に推定できる。

3. 久保田善夫氏の陳述書(乙第41号証)について

(1) 陳述書の2ページ目の「3 三和鑑定と鐘ヶ江鑑定人について」において、「(関

西地区の)これらの鑑定事務所のなかでは、三和鑑定との取引が最も多かったと認識している」と記述してあるが、現実とはまったく乖離した発言である。「取引が多かった」などというものではなく、ほぼ独占的に三和鑑定事務所に鑑定業務を依頼し、特に鑑定料の高い大口事故等は完全に独占させて集中させていた。

原告の記憶によれば、依頼件数でも全体の99%以上を三和鑑定事務所に優先的に依頼し、鑑定料基準で言えば、全体の99.9%以上を三和鑑定事務所に湯水のごとく支払っていた。

- (2) 陳述書の3ページの9行目より、鐘ヶ江鑑定人については、「一定の経験を積んだ信頼のおける鑑定人であったと記憶している」と記述しているが、事実とはまったく異なる。

今まで本件訴訟で提出した書類の多数の箇所で記述されているように、久保田善夫氏は大阪の本社近くの千里中央のスナックに原告を呼び出し、かなり酔いながら「お前を損害調査部門から抹殺してやる!」、「今後、一切昇進できないようにしてやる」などと、罵詈雑言を浴びせた。

そして、その一方、「鐘ヶ江鑑定人がいい加減な鑑定人であることは、そんなことは誰でも知っているんだ!」と原告の主張を認めながらも、「鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定事務所がいくらいいい加減な仕事をして、当社は切ることができないことになっているんだ!」と、鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定事務所と被告・三井住友海上の間に異常な癒着がある趣旨の発言もした。したがって、鐘ヶ江鑑定人については、「一定の経験を積んだ信頼のおける鑑定人であったと記憶している」との記述は事実とまったく異なるし、さらに久保田善夫氏の陳述書には、「当社と三和鑑定と鐘ヶ江鑑定人との間に、何か特別な関係があるとは思えません」とまったく正反対の記述がしてある。

酔った久保田善夫氏のあまりにも凄い剣幕の怒鳴り声や発言に、同席してこれを聞いていた原告より1年下の小林隆社員も呆然としていた。人間酔っている時の方が本心を言うことは自明の理である。

(3) 陳述書の3ページの11行目に、「 以外の当社従業員が鐘ヶ江鑑定人のことを悪くいうことはありませんでした」と記述してあるが、それは損害調査部門においては、久保田善夫氏をはじめとして管理職が鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定事務所と完全に癒着しており、鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定事務所のことを悪くいうことはできない雰囲気を作っていたのである。

ましてや、鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定事務所に反旗を翻して追放しようとしている原告を三原課長や久保田善夫氏たちが異常に虐待している姿を見れば一目瞭然である。

その証拠に甲第34号証の28ページの4行目より記述してあるが、原告が高松から転勤後、再び東京の本社で一緒になった大阪時代の部下だった若い堀本社員が、みんなと会話している時に「鑑定人の中にもひどいのがいるからな・・・」と原告が発言したところ、間髪入れずに堀本社員が「例えば鐘ヶ江鑑定人ですね」と言った。原告もこれ聞いて「大阪の若い社員も本当のことはわかっていたんだな」とつくづく思った。

また、損害調査部門以外の従業員である営業や代理店という人達は、損害調査部門の人間と対立すると、いざ保険事故が起きた時に不利な査定をされることを避けるために、極力損害調査部門の悪口や不平不満を損害調査の社員達に言わずに我慢している。中には、新人代理店研修で「損害調査の人間とだけは絶対けんかするな！ いざという時に損をするのは結局、契約者側のこっちだからな！」と言われた代理店もいるほどである。

このように、損害調査部門への不平不満は、営業や代理店はじっと我慢して損害調査部門の人間には言わないが、原告は、親しい営業社員や代理店に、いかに鐘ヶ江洋三氏がひどい鑑定人かをよく話した。すると、損害調査部門の悪口を言うことを遠慮していた彼らも次から次へといかに鐘ヶ江鑑定人がひどい鑑定人か、堰を切ったように原告はさんざん聞かされた。

「事故現場にいても、ぶらぶらしているだけで何も損害調査らしいことを

していない。あんなやつに自分たち営業や代理店が必死に稼いできた金が鑑定料や保険金として支払われているかと思うと腹が立つ！」、または「なんだ、あの鐘ヶ江という鑑定人の態度は！ 保険会社の方が仕事を発注しているお客様だろう！ それなのにあの威張り腐った傲慢な態度はなんだ！ どっちが客かわからない！」というように、鐘ヶ江鑑定人の悪口がこれでもかこれでもかと堰を切ったように次々と出てきた。中には、「あの鐘ヶ江という人間は見るからに遊び人だ。あんなやつがまともに仕事をするはずがない！」という営業支社長までいた。鐘ヶ江洋三という鑑定人は、営業や代理店から「事故現場でぶらぶらしているだけの「ぶらぶら鑑定人」と呼ばれていた。

結局、損害調査部門以外の営業や代理店も、いやどんな素人が見ても、鐘ヶ江鑑定人の仕事ぶりはいいかげん極まりないと誰もがわかっているのだと、原告はつくづく思った。提出した多数の書類にも記述してあるとおり、「鑑定人を鐘ヶ江鑑定人に代えろ！」と原告に怒鳴り込んできた代理店も、鐘ヶ江鑑定人が優秀な鑑定人だからではなく、鐘ヶ江鑑定人なら「何も詳しい損害調査をせずになんでも妥当な損害額だと認めてくれるぞ！」と言ったことから充分窺える。

このように損害調査部門の社員も含め、営業社員や代理店の評判も極めて悪い評判であったので、久保田善夫氏の陳述書の「 以外の当社従業員が鐘ヶ江鑑定人のことを悪くいうことはありませんでした」との記述は、まったく事実と異なる。

- (4) 陳述書の3ページの下から6行目に、「高品部長が間に立って、 と鐘ヶ江氏を呼んで仲直りの握手をさせたり・・・」と記述してあるが、原告は鐘ヶ江洋三氏と仲直りの握手などしたことはない。それに、重要得意先の社員とそこから仕事を発注してもらう下請け業者が「仲直り」などという形態の行為をするはずも必要もない。

顧客の依頼した業務に対して、ずさん極まりない仕事をする下請け業者は切

ればいいだけで「仲直り」などの必要はまったくない。したがって、鐘ヶ江洋三氏と仲直りの握手などしたこともないし、その証拠に、仲立ちをしたとする高品秀弘氏や鐘ヶ江洋三氏の陳述書にも、そのようなことは一切記述されていない。したがってこの記述は事実とまったく異なる。

- (5) 陳述書の3ページの下から3行目に、「 の希望を入れて『関西鑑定』という鑑定事務所の起用も認めました」と記述してあるが、原告は久保田善夫氏から「関西鑑定の起用」を認めてもらったことはない。

久保田善夫氏が原告の上司になったのは、原告が大阪に転勤になってから後の年次である。しかし、原告は久保田善夫氏が大阪に転勤してくる以前の1年目から関西鑑定等、他の鑑定事務所に仕事を依頼し始めていた。したがって、久保田善夫氏が大阪に転勤してくる前から、既に関西鑑定等、他の鑑定事務所に度々仕事を依頼していたので、久保田善夫氏が大阪に来てから、他の鑑定事務所の起用を認めてもらうということなど、時系列的に絶対ありえない。

三和鑑定事務所においしい仕事を独占させていたために、鐘ヶ江鑑定人問題のような様々な弊害が生じていたので、原告は競争原理を導入するために、久保田善夫氏が大阪に転勤してくる前から他の鑑定事務所にも業務を依頼していたのである。

しかし、久保田善夫は三和鑑定事務所と癒着しているために、原告が他の鑑定事務所、特に大口事故の損害調査を依頼することに対して非常に不快感をあらわにして、腹を立てていた久保田善夫氏は、各種提出書類に記述されているように、大阪の本社近くのスナックに原告を呼び出し、かなり酔いながら「お前を損害調査部門から抹殺してやる!」、「今後、一切昇進できないようにしてやる」などと、罵詈雑言を浴びせて罵倒したのである。

したがって、陳述書の「 の希望を入れて『関西鑑定』という鑑定事務所の起用も認めました」との記述は、まったく事実と異なる。

- (6) 陳述書の3ページの最後の行から4ページに欠けて、原告の人事考課につい

て記述してあるので、それについて述べる。

ア) 久保田善夫氏は、大阪に転勤してくる前に、一足早く大阪に転勤してきた原告と東京の本社ビルの同じ首都圏損害調査部の隣あった課に在籍していた。両方の課は同じ損害調査部でかつ同じ火災新種課ということで、担当は違っても両課は日頃から大変親密であった。

その頃はまだ昭和50年代のIT機器の黎明期で、ワープロやパソコンを業務で使いこなすことなど、何千人いる本社ビルの中でもほとんどいかなかった。しかし、原告は既にその時代に当時極めて高価だったワープロやパソコンを自前で購入し、それらを多岐多様に使いこなし、当時誰もが手書きだった損害調査報告書はもちろんのこと、「甲第23号証の4」に添付されている、様々な損害調査処理マニュアルや商品知識解説書、損害調査情報紙などに代表されるように、次々と最先端のIT機器を駆使して発行し、損害調査部門の社員だけでなく、会社の中核・頭脳部門である火災新種業務部等、本社内の他の部門にも原告の名は広く鳴り響いていた。それは原告の陳述書「甲第23号証の4」にも詳細に記述されている。

これらの原告の作成した様々な資料は、原告と久保田善夫氏が同じ部にいた頃のものであるし、久保田善夫氏の課にとっても大変役に立つものであったから、当然覚えているはずである。久保田善夫氏は、これらの原告の成し遂げた様々な仕事を見て、「すごいな～」という言葉で原告をよく耳にしていた。このように原告に損害調査部門だけでなく、営業等も含めて、会社全体に保険の知識のノウハウをこれだけ広めて感嘆された社員は、被告・三井住友海上の中では原告以外いないといっても過言ではない。

それにもかかわらず、陳述書の4ページの3行目に「ノウハウを共有したりすることも少なく」との記述がある。これは、前述のとおりまったく事実と異なり、また、原告の陳述書第4部「原告の仕事ぶりと能力について」の様々な添付資料を見ても、その記述がいかにも恣意的に悪意に満ちた事実とまったく異

なる記述であることが明確にわかる。

- イ) 原告が大阪時代に久保田善夫氏の部下だった時代のある日、事故現場の損害調査から夜9時頃という遅い時間に帰社した。通常は、課の社員は全員帰っている時間で、もし稀に残っている社員がいても男子社員というのが通常であった。しかし、その日、会社に残っていたのは女子社員だけ、それも3人も残っているという珍しい事態であった。

原告が「こんなに遅くまでどうしたの？」と聞くと、深刻な顔をしたその女子社員達は、「大変なトラブルが起きたので、〇〇さんの帰りを待っていました」というのである。そのため、原告が「そんなこと、久保田課長もいるし、他の男性社員だってたくさんいるのだから、その人たちに相談したらよかったのに？」と疑問を投げかけたところ、その女子社員達は「久保田課長にしても、他の男性社員にしても、あの人たちは、このように面倒なトラブルが起きた時は何の役にも立ちません。〇〇さんは日頃から、すごい頭の回転も速くて仕事もできる上に、問題の解決能力もすごいので、わたしたち女子社員はいつも大変尊敬していたのです。きっとこの面倒なトラブルも〇〇さんなら解決してくれるだろうと、わたしたち女子社員全員で密かに〇〇さんの帰りを今まで待っていたのです」と言った。

そこで、原告がトラブルの中身を聞き、即刻、担当営業者と契約者に電話を架けて、トラブルを迅速に解決した。そして、トラブルが解決したことを告げたところ、女子社員達が、「やっぱり〇〇さんの帰りを待っていてよかったです。やっぱり〇〇さんしか頼れる人はいません」と、みんな泣きながら言った。

このように部下に慕われて業務能力を高く評価されている原告が、久保田善夫氏の陳述書では「筆頭課長代理として物足りない、独善的である」などと記述されているが、むしろ、久保田善夫氏のほうこそ、自分の出世のため、「甲第29号証の3ページ(7)」のように自分の責任を部下に転嫁したり、上司や鐘ヶ江鑑定人、三和鑑定事務所に媚びまくって癒着して、部下から嫌われ何ら

の信頼も無かったのである。

- ウ) 陳述書では、前述のとおり、原告の欠点として「ノウハウを共有しようとしなない」との記述があるが、同じ陳述書の中で、「代理店会の勉強会などに熱心に取り組み」と真逆の記述をしている。前述のとおり、原告ほど東京の本社や大阪にいた頃に、「損害調査の知識のノウハウを普及」させるために、努力し、評価された社員は被告・三井住友海上の中でも他にはいない。
- エ) 実例として、原告の第3陳述書(甲第34号証)の21ページの下から3行目より記述のとおり、大阪に勤務していた時代にも東京の本社に勤務していた時代にも、原告は多数の営業支社の代理店会から同様に大変な信頼を受けていた。
- このように、損害調査と対立関係に陥りやすい営業や代理店から勉強会などで強く信頼され、転勤するときに盛大な送別会を開いてもらい、豪華な送別のプレゼントをもらうような社員が、久保田善夫氏の陳述書に記述されているように「周囲に気遣いをしない、独善的だ、協調性がない、ノウハウを共有しようとしたりしない、自分の仕事以外やろうとしない」などという社員であるはずがない。
- オ) 以上の数々の実例でもわかるとおり、原告は損害調査という業務では、他の社員と比較して抜きんでて優秀であった。久保田善夫氏の陳述書の4ページの下から5行目に、「人事考課のランクアップを申請して、ランクアップした」との記述があるが、あまりにも抜きんでてた業務能力、営業や代理店の評判等を無視することができなかつたのである。

また人事考課のランクアップをさせるのは、課長の判断だけではない。当時大阪支店になかつたIT機器を駆使してさまざまな仕事をこなし、多数の部下から羨望のまなざしを受けている事実や部長席の評価からもランクアップを申請せざる得ない状況、また、この「甲第23号証の7の6ページの11行目～」の原告の陳述書に書いてあるとおり、原告が久保田課長に「これ以上、鐘ヶ江鑑定人問題で自分に異常な虐待を行い、さらに差別的な人事考課をした場合は、

訴訟にて対応する」旨を伝えたため、そのような訴訟を起こされたら自分の出世に響くと恐れた久保田課長がやむなく人事考課のランクアップを申請せざるを得なかったというのが真相である。

その証拠に「課長になって当たり前の3類2号」になったにもかかわらず、久保田善夫氏は課長への昇進申請をしていない。

したがって、ランクアップは単なる見せかけに過ぎず、そもそも課長以上に昇進させなかったことを不当人事として争っている原告の主張になんら影響を与えるものではない。

- (7) 被告は、準備書面(1)の6ページの3行目において、「原告が独断で三和鑑定事務所に乗り込んだことについて、その連絡を受けた久保田課長が原告に反省を促した」と主張しているが、久保田善夫氏の陳述書においても原告が独断で三和鑑定事務所に乗り込んだことについて何らの記述もないし、証人尋問においても、「原告に注意した記憶も定かでないし、三和鑑定事務所から連絡を受けたのではなく、誰かから聞いたような気がするが、誰から聞いたのかそれも記憶が定かでない」と極めてあいまいな証言をしている。

このように、久保田善夫氏の陳述書、証人尋問においても何らの記述も証言も無いことから、原告が独断で三和鑑定事務所に乗り込んだという被告の主張が事実と異なることは明白である。

それに、被告は「竹守氏の死後、遺品整理をしていたら出てきた」などと主張しているが、それではそのメモが見つかる前に、なぜ原告が独断で三和鑑定事務所に乗り込んだことを事実確認して被告準備書面に記述できたのか、時系列的にもまったく不合理である。

4. 渡辺進悟氏の陳述書(乙第46号証)について

- (1) 陳述書の2ページ目の下から2行目より、「始業時刻直前に周囲に挨拶もせず着席、帰る時も終業時刻直後にはいつのまにか離席しているといったように周囲

とコミュニケーションをまったくとろうとしていないことでした」と記述してある。

しかしながらこのような環境を作り出したのは、他ならぬ渡辺進悟氏とそれに媚びる黒田潔氏等の人間たちであった。特に、渡辺進悟氏と黒田潔氏は、第3陳述書(甲第34号証)の6ページの「2. 黒田潔氏の陳述書(乙第47号証)について」に記述のとおり、虐待人事、個人監視が著しく、他の社員もそれを見て原告と親しくしていると、両氏の行う自分の人事考課にも悪影響を与えろと思ひ、原告の挨拶も無視するような状況になったため、孤立させられて原告もコミュニケーションをとれない状態となっていたのである。つまり、渡辺進悟氏や黒田潔氏自体がそのような、原告の孤立状態を悪意を持って恣意的に作り出していたのである。

それは、岡田弁護士から送付してもらった「質問依頼書(甲第21号証の2)」や第3陳述書(甲第34号証)の6ページの「2. 黒田潔氏の陳述書(乙第47号証)について」に詳細に記述のとおりである。

その証として、陳述書第1部(甲第23号証の1)の29ページからの記述のとおり、原告の実父が死亡しても「村八分よりひどい村十分」にするような人間たちであるから、コミュニケーションなどとれる状態ではなく、それを自ら作り出していた張本人が渡辺進悟氏と黒田潔氏である。

- (2) 陳述書3ページの6行目より、「 はベテランの課長代理・・・課の中心となって・・・課員のまとめとなって・・・そのような意識はまったく窺えず・・・」と、陳述書全体に渡って、原告の人事考課について酷評しているが、そもそも「定員外社員」で最低ランクにした課長代理にそのようなことができるはずがない。

部下らしい部下もないし、総合職課長代理らしい業務も与えられず、単なる単純作業や業務事務職の女性のやるような仕事等しか与えられず、そんな環境で「課の中心になる」、「課員をまとめる」等ということができないはずがない。

「定員外社員」にして、そのようなことができるはずのない不可能な環境に陥

らせておいて課長代理としての能力に欠けると主張するなど、「村十分に作る人間」ならではの発言である。

陳述書の3ページ下から7行目より、「黒田グループ長は・・・」の考課についても、当時の人事制度に則って適正な評価」と記述されているが、とんでもない。「定員外でDランク」と決まっている社員に適正な評価などできるはずかない。その証拠に原告の陳述書第7部(甲第23号証の7)の6ページの3行目に、囑託の三栴昌道氏が、「目標チャレンジ」について打ち合わせ面接をしている時に、黒田潔業務グループ長に「あんな頭脳明晰で優秀で仕事のできる人間(原告)が、こんな年齢(50歳)で、いまだに課長代理でいることに私は不思議でなりません」と話したところ、黒田潔業務グループ長は「あの人(原告)は確かにすごく頭は良い。しかし、あの人には(昇進できない) 特殊な事情が有るのです。」と回答した。これらからも、被告が適正な人事考課など行なっていたはずがない。

(3) その証拠に、甲第21号証の2の9ページに記載されているように、なぜ原告の人事考課ランクがCランクなのか、渡辺進悟氏と黒田潔氏の説明した理由がまったく噛み合っていない。

<渡辺進悟氏の説明した理由>

- 定員外でDランクだった社員のランクアップは、定員になっても1段階上のCランクにしか上げられないという人事部の内規がある。(原告はそのような内規は見たことも聞いたことも無い)

<黒田潔氏の説明した理由>

- 有給休暇をほとんど取らずに働いている社員が少なからずいるのに、原告はそれらの社員に比べて有給休暇を多く取得している。したがって、まわりに悪い影響を与えている。
- 夜遅くまで残業している社員が少なからずいるのに、原告はそれらの社員に比べて夜遅くまで残業していない。したがって、まわりに悪い影響を与えている。

どちらの理由もまったく不合理であり、さらに両者の人事考課の理由がまったく噛み合っていないことから、適正な人事考課など有り得なかったと断言できる。

- (4) 渡辺進悟氏は、人事部の副部長だった時に、三浦浩氏と一緒に、鐘ヶ江鑑定人問題のヒヤリングと称するものに同席した人間である。

その当日、会議室には人事部から「人事部・渡辺進悟副部長」と「人事部・三浦浩人事課長」の2人が出席、席上、原告を含めて3人であった。原告は、事前に送付しておいた資料等も使い、いかに「鐘ヶ江鑑定人」がとんでもない鑑定人で被告・三井住友海上や日本の損害保険業界がいかに莫大な損害を被り続けているか事細かく、具体的に、およそ2時間にもわたって説明した。

しかし、この「鐘ヶ江鑑定人問題」についての説明が終了後、原告が説明した内容に対し何らの意見も一切言わず、原告に対し、人事部・渡辺進悟副部長が声を荒げて「会社の秩序を乱すような社員には、会社としても今後も徹底的に対抗する」などと信じがたい非難を原告に興奮しながら突然浴びせた。

原告の説明の内容の事実確認をまだ一切行っていない段階で「会社の秩序を乱している」と興奮しながら非難するなど、最初から原告の説明をまともに聞く気も無く、原告が説明した内容の調査をする気などさらさら無いことがわかった。

つまり、原告が説明をする前から、「鐘ヶ江鑑定人がどのような鑑定人であろうと三井海上は使い続ける」と結論は決まっていたのであった。

- (5) この渡辺人事副部長(その後、中国業務部長として再び広島に転勤して原告の上司になった)の発言にとどまらず、被告は再三再四、原告に「秩序を乱しているような社員は昇進させない」と発言し、被告も本件訴訟で同様の主張をしているが、そもそも「秩序とは何か、原告がどう秩序を乱しているためどのような業務に支障を生じているか」などの具体的説明は被告から一切ない。

例えば、原告が中国業務部時代に、知合いの代理店に「単身赴任は二重生活で

苦しい」という電話での原告の会話を渡辺部長は聞き耳を立てて聞き、原告を別室に呼び出して「会社の悪口を言うとは何事だ！ 会社の秩序を乱している！ だから、お前は定員外社員で昇進などさせないのだ！」と原告を怒鳴ったことがある。「単身赴任は二重生活が苦しい」ということは通常の日本中の単身赴任者共通の事実であり、被告・三井住友海上の悪口でも何でも無い。

このように、渡辺進悟氏の発言に代表されるように、被告はことあるごとに不可解な理由で「会社の秩序乱しているような社員は昇進させないのは当たり前だ」と主張している。

繰り返しとなるが、「会社(組織)の秩序を乱す」という発言は、会社が「正しいことを言う組織にとって都合の悪い社員」に対して苦し紛れに言う常套句である。
「会社が組織的に不祥事を隠蔽しているのにそれを正そうとする社員は会社(組織)の秩序を乱す問題社員」、「会社(組織)が判断して行っていることは、例えそれが悪いことであろうが間違っていることであろうが、それを正そうとする社員は会社(組織)の秩序を乱す問題社員」ということである。

(6) その証拠に、第3陳述書(甲第34号証)の別紙2の1、別紙2の2のとおり、組織というものは、「組織にとって都合の悪いことを言う正しい人間(社員)」を虐待するのはどのような世界でも同じである。

被告は、原告が会社に在籍中も本件訴訟においても、「会社の秩序を乱しているような社員は昇進させないのは当たり前だ」と度々主張しながらも、前述のとおり、「秩序とは何か、原告がどう秩序を乱していてそのためどのような業務に支障を生じていたか」などの具体的説明は一切ない。証人尋問の際に、渡辺進悟証人にその具体的性について尋問したが、まったく意味不明の苦し紛れのことを言うだけであり、「秩序を乱している」ことについて、具体的な回答は一切なかったことからも被告の主張は何らの信頼性もない。

(7) また、陳述書の3ページの「(3) の評価について」では、これでもか、これでもかと原告の欠点を記述しているが、まったく事実と異なることばかり

である。それらに対する反論については、今で提出した多数の書類に既に詳細に記述してあるのでここでは省略する。

- (8) 陳述書の4ページ「(4)確約書について」で、「(原告が)自分にけじめをつけたいといって、執拗に自分に受領印と署名を迫ったので受領するだけするのなら・・・」などと記述してあるが、事実とまったく異なる。「受領するだけする」のなら、何も受領印を押す必要も義務もない。この「確約書」の経緯については甲第21号証の2の7ページの「<話し合いの内容>」から、9ページの最後にかけて時系列的に詳細に記述してあり、それが本当の経緯と理由であり、当初は「協定書(甲第36号証)」を互いに結ぶことから話は始まった。

原告が、「自分にけじめ」をつけたければ、自分の心の中で決めて実行すれば良いだけであり、何も文書を作成して他人に受領印を執拗に要求する必要もなければ、そのような無理強いを他人に要求するなど常識的にも有り得ない。

例えば、「健康のために、けじめをつけて禁煙しよう」と決めた人間が「禁煙に関する確約書」などという文書を作成して、関係の無い嫌がる第三者にその文書に受領印と署名をするように無理強いするはずがない。このように渡辺進悟氏の主張はいくら苦し紛れとはいえ、常識はずれの荒唐無稽のものであり、事実は渡辺進悟氏が原告に頼んで、「協定書(甲第36号証)」を「確約書」という形式に代えたものであり、その経緯の詳細は、前述の甲第21号証の2の7ページの「<話し合いの内容>」のとおりである。

- (9) 陳述書の6ページの「3 ケアネットにおける [] について」に、多々記述してあるが事実と異なることばかりである。

三井住友海上ケアネット社の福井社長は、渡辺進悟氏の引継ぎにより、異常な個人監視、虐待人事を引き続き行った。その典型的な例が原告の「陳述書第9部の別紙1」として添付してある、日本で最大のインターネット新聞「マイ・ニュース・ジャパン」に記事として掲載されている原告の訴訟の内容の紹介の見出しのダイジェストで「◇監視、暴行、仕事取り上げ・・・パワハラの日々」

と記述されているが、まさにこれこそ、三井住友海上ケアネット社の福井社長から受け続けた陰惨な仕打ちで、記事のとおり暴行まで受けた。この暴行事件については、2011年(平成23年)7月11日に、矢口社員等2人の人事部員に報告している。

原告は、60歳の定年前の準定年の55歳時に、本件「昇進差別訴訟」を提訴する予定であったが、その55歳時から定年まで三井住友海上ケアネット社の福井社長の元にいたため、ただでさえ陰惨な仕打ち・虐待を受けているのに、さらに訴訟など起こすと、想像もつかないほどの陰惨な仕打ち・虐待を受けると思い、定年まで訴訟の提訴を我慢したのである。

(10) 陳述書の7ページの上段において、就職フェアで原告が強引な就職勧誘を行ったために、その専門学校からクレームがついたと記述されているが、このクレームは実は、その専門学校の授業料の補助を三井住友海上ケアネット社から引き出す契約を結びたかったための作為的な言いがかりである。

(11) 陳述書の8ページの10行目に「 から、甲6号証の『問題鑑定人に関する改善努力に関する経緯』なる文書が人事部に提出された。これをふまえて、原告と当時の三浦浩人事グループ長とで、 のヒヤリングをした」と記述してあるが、それは当然である。この甲第6号証の「問題鑑定人に関する改善努力に関する経緯」なる文書は、渡辺進悟氏、三浦浩氏の両方に社内郵便で送付しているので提出したことは事実である。

しかるに、三浦浩氏の陳述書の2ページ目の下から5行目に、「甲第6号証として同年6月5日付けの『問題鑑定人に関する改善努力に関する経緯』なる文書が提出されていますが、私は、この文書の記憶がありません。当時は受領していなかったものと思います」と、前述の渡辺進悟氏の陳述書の記述を否定する記述となっており、このように被告関係者間でさえ一貫性のない事実と異なる記述からも、被告側の他の陳述書や証人の証言がいかにも信頼性の無いものかは明白である。

(12) 陳述書の9ページの下から8行目において、「三和鑑定は事実無根のことを言いたてられて、名誉棄損で訴えることも・・・」と記述してあるが、そんなことは自分たちの恥をさらすだけなのでできるはずがない。その証拠として、陳述書ではさらに「 は、その後も、当社の株主総会で鐘ヶ江問題で騒いでいると聞いております」と記述してあるにもかかわらず、三和鑑定事務所は何らの法的措置もしていない。鐘ヶ江洋三鑑定人が極めて問題のある鑑定人であることは三和鑑定事務所自身が一番良く知っているから当然である。

5. 仲山利明氏の陳述書(乙第57号証)について

(1) 「甲第19号証の2」のとおり、原告の顧問弁護士からの20年近くも前の質問状の中でも、筆頭の質問として、高松の仲山氏利明氏から大阪の原告への電話について具体的かつ詳細に記述されている。

仲山利明氏の高松から大阪の原告への「鐘ヶ江鑑定人が大変な背任行為をやって当社(被告)に莫大な損害を与えた。あのような問題鑑定人を追放する前にお大阪から転勤になったのは、忸怩たる思いだ」という電話について、原告はそれこそ20年近く前から、人事部にも何度も話し、大阪の両損害調査部長にも話し、何度も被告・三井住友海上側に原告は頻繁に話してきた。

この電話内容は、損害保険会社にとって大変な話である。いわば、コンプライアンス違反の話である。原告は仲山利明氏の電話の内容、つまりコンプライアンス違反の話を、原告はこの20年間、訴訟の前も提訴後の2年間もさんざん会社側にこのコンプライアンス違反の話、および訴訟では各種書類に記述してきた。

言うまでも無く、コンプライアンス違反の話を聞いた会社は、それについて調査しなければならないし、その結果を情報元の社員に報告する義務がある。

しかし、それにもかかわらず、この20年近く、被告・三井住友海上からは、コンプライアンス違反の調査結果報告として「仲山課長は、そのような電話を原告にしていない」という否定の話は一切なかった。さらには、本件訴訟が始まっ

て2年以上も経過したにもかかわらず、やはり「仲山課長は、そのような電話を原告にしていない」という被告・三井住友海上から否定の主張は今まで一切なかった。

このような極めて不自然な経緯からも、陳述書2ページの「(2) 主張する原告の発言について」の段落で、仲山利明氏は「高松から大阪の原告に電話を架けて鐘ヶ江鑑定人の批判をしたようなことは無い」と主張しているが、それは完全に事実と異なる。原告はあまりにもその電話の驚くべき内容に、一言一句その会話を極めて鮮明に記憶している。

そして、元社員の陳述書(甲第22号証)の3ページの「4. 仲山利明氏との関係」の項目の記述によると、仲山利明氏は鐘ヶ江鑑定人の不正と思われる話を大阪時代に社員に話していた。そして、三原健二氏が鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定事務所と癒着していることを批判している発言を仲山利明氏がしていたと元社員の陳述書に記述されている。

また、陳述書の3ページの1行目に、自分は電話を架けて「超大口事故」などという言い方をするはずがなく、「超〇〇事故」という言い方は、原告の独特の口癖であると記述されている。したがって、自分はそのような言い方はしないので、原告に電話などしていないと主張している。

しかし、世間一般では、極めて大きな地震を超巨大地震と言ったり、極めて大きな豪華客船を超巨大豪華客船というように、「超〇〇」という言葉は世間一般に日常的に使われている。損害保険業界でも非常に損害額が億単位等の事故を「超大口事故」と日常的に使っているなど、「超〇〇」という言い方はすっかり日常生活に溶け込んでいる表現である。

したがって、仲山利明氏が「超〇〇事故」という言い方は、原告の独特の口癖であるため、原告に電話を架けた時に自分がそのような言い方をするはずがないので電話をしていない、などということ自体が明らかに不合理である。

(2) 陳述書のかなりの部分において、鐘ヶ江鑑定人は問題の無い鑑定人であると

いう擁護の記述をしているが、これは事実とまったく異なる。鐘ヶ江洋三氏がいかに問題のある鑑定人であることは、仲山利明氏も充分承知していることである。

鐘ヶ江鑑定人がいかに問題鑑定人であるかと言う具体的なことは、原告の陳述書第3部「鐘ヶ江鑑定人・三和鑑定事務所と被告の癒着について」と甲第16号証の鐘ヶ江鑑定人を「超悪質B鑑定人」とした論文のとおりである。

- (3) 陳述書の3ページの4行目より「鑑定人が鑑定書で認定した鑑定内容や損害額に疑問がある等した場合には、当社社員が確認し、不備があれば指摘をする等しますから、鑑定人の鑑定書の不備により当社が損害を被る等ということは、想像し難いことです」と記述してある。

しかし、これは荒唐無稽な机上の空論以外の何ものでもない。乙第3号証の「鐘ヶ江鑑定人依頼案件一覧表」を見てもわかるとおり、大半が「鑑定人の単独立会」である。問題鑑定人にとって、単独立会はこの世の極楽である。なにせ、実際の事故現場を見ているのは自分だけであるから、どんな手抜き仕事をしようとも、保険会社の損害調査部門の社員に何が不備かわかるはずもない。鐘ヶ江洋三氏のような問題鑑定人がどんないい加減な損害調査を行なおうが、依頼業務の大半を占める単独立会では誰もそのいい加減さを指摘できない。ましてや、原告のような課長席の社員が同行しても杜撰極まりない仕事をする鑑定人がなおのこと、若い社員との立会や、単独立会でまともな損害調査業務を行うはずがない。

したがって、「鑑定人の業務に不備があれば社員が指摘・・・」などということは、荒唐無稽な机上の空論で不可能であることは自明の理であり、その証として、高品秀俊氏への尋問において、「鑑定人の単独立会の場合、どうやってまともに仕事をしたかどうかチェックするのか？」という質問に「鑑定人を信頼するしかない」とまったく矛盾した証言をしている。

それに鑑定人の仕事をチェックできるほどの社員がいるのであれば、社員自身が損害調査業務をすればいいのであって、何も高い鑑定料を支払って鑑定人に

業務を依頼する意味がないことは前述のとおりである。

それに、保険会社の損害調査部門の社員は、保険金の支払い手続きは専門家であるが、損害調査の専門家ではないために、専門家の鑑定人に業務を依頼するのである。したがって、例えば、社員が鑑定人同行した場合でも、損害調査については素人の社員が鑑定人の業務の不備を指摘できるはずがない。ましてや、新入社員やそれに準ずる若い社員が同行した現場、ましてや鑑定人が単独立会した損害調査で鑑定人の不備を指摘できるはずがないのは自明の理である。

- (4) 陳述書の4ページの「3 東京千葉損害調査部での [] について」で、様々な原告の欠点を多々あげつらい、「課長昇進の推薦はできませんでした」と記述してある。しかしながら、これらの被告主張の原告の欠点を要約すると、結局は鐘ヶ江鑑定人問題を原因として、人事考課を低くし、課長昇進の推薦をしなかったとの帰結になっていることは明白である。

具体的に言うと、陳述書4ページの下から11行目より「他社に対して、鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定事務所を・・・所属部署の方針を理解して・・・課長代理各としての職責を果たしているとは認められませんでした」と記述してある。このように、所詮、本来業務と何ら関係の無い社外の鑑定人問題で原告が株主として当然の権利を行使して行った行為を理由に、原告の人事考課を凍結し、課長への推薦を行わなかったとはっきり記述している。つまり、原告を課長昇進に推薦しなかったのは、鐘ヶ江鑑定人問題であると、仲山利明氏の陳述書でもはっきりと記述してある。

現に、甲第28号証の「謝罪文」の2ページ目の1行目のとおり、被告側は大阪の鑑定人にスパイ活動を依頼し、わざわざ東京の仲山利明氏にまで報告に行かせている。

これらの事実によって、「鑑定人問題は関係なく毎年度の適正な人事考課の結果、原告を課長以上に昇進させなかった」という被告の主張は完全に覆された。

現に、原告の陳述書「甲第23号証の1の14ページの4行目」に記述されてい

るように、仲山利明氏は「鑑定人問題から手を引けば、課長になれるように根回ししても良い」と原告に持ちかけたことから明らかである。

また、陳述書に、「独善的で協調性に欠ける」、「原告が自分の考え方に固執し・・・」と記述されているが、具体的にどのように独善的で協調性に欠け、何に執拗に固執し、それが業務にどのように影響を与えたか、何ら具体的に記述されていない。すべて抽象論で表現しているだけである。これは、他の上司の陳述書にも共通していることである。

- (5) 陳述書の5ページの9行目に「三和鑑定の東谷社長は、温厚で立派な方であったので・・・」との記述があるが、そのとおりである。

東谷社長は、温厚で立派な方であったので、原告や三原課長の前で、さらには、高品部長が原告の甲第2号証の直訴状を受けて、三和鑑定事務所に行った時に「ついに来るべき時が来ました。鐘ヶ江鑑定人は非常に問題のある鑑定人であることは、三和鑑定としても以前より充分承知しており、いつかこのような時が来るとわかっていました」と極めて素直に再度認めたのである。したがって、仲山利明氏の陳述書のとおり、三和鑑定事務所の東谷社長は、鐘ヶ江洋三の非を2度にわたってきちんと認める大変立派な方であった。

- (6) 陳述書5ページの11行目より、「鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定に対して誹謗中傷・・・」などという記述があり、「誹謗中傷の手紙を送付した京都在住の匿名の株主」を原告だと勝手に決めつけている。

そして、その理由として陳述書では、「京都在住の個人株主と称する匿名の個人株主」からの各保険会社への手紙は原告が差し出したかのように記述され、そうなのかどうか原告に確認したと言っているが、原告はそのような手紙を見せられていない。

したがって、見せられてもいない文書に対して、陳述書に書いてあるように「ノーコメント」だとか、「自分が送付した」だとか、原告が言うはずがなく、仲山利明氏の陳述書の記述は明らかに事実と異なる。

そして、京都在住の株主からの手紙が、被告である当時の三井海上のみに送付されていないと陳述書に記述されているが、当時損害保険会社は20社近くあるにもかかわらず、東京海上等、たった3社のみに送付されていて、被告・三井住友海上に送付されていないから、原告が送付したに違いないと勝手に思い込み、原告の人事考課を凍結するなど不当人事そのものである。

それに、当時、鐘ヶ江鑑定人は三井海上専用の鑑定人であった。誹謗中傷の文書なら、逆に三井海上のみに送付するはずである。また、当時、原告は東京に住んでいたし、各保険会社には文書を送付するときは、「株主総会および株主代表訴訟通知(甲第4号証)」のように、いつもきちんと実名を書いて個人株主として各社に文書等を送付していた。このように仲山利明氏の陳述書に記述してあることは、支離滅裂で不合理極まりない。

したがって、原告が会社を脅迫した、週刊誌の記事にする、などという陳述書の数々の記述も事実とまったく異なる。それに、20年近く前のことなので、ほとんど記憶にないと言いながら、これらの原告に不利に事は明確に覚えているということ自体、まったく辻褄が合わず不合理極まりない。

(7) 陳述書の7ページの「5 通常の業務はさせられないとの発言」では、そのような発言はしていないと記述している。それでは、原告の顧問弁護士から被告に送付した甲第5号証の中に記述されていることは、すべて事実と異なるだということになる。それならば、被告は甲第5号証に記述されているような発言を仲山利明氏はしていないと即刻回答すれば良いだけなのに、被告は甲第5号証に記述してあることを20年近くも否定しなかった。この事実からも、仲山利明氏の陳述書に記述してあることは、事実と異なり不合理であることは明らかである。

(8) 陳述書の8ページから9ページにかけて、原告が非常に問題のある行動を続け、止めるように注意しても聞き入れなかったと記述してある。

会社の人事規定では、上司の指導に従わず、会社の業務に著しい支障を来したものは、懲戒処分の対象となる。しかしながら、原告は懲戒処分など受けていな

い。当然である。正しいことを主張している原告を懲戒処分などできるはずがないからである。その代わりとして、被告は報復人事、虐待人事を続けたのである。

- (9) 原告から通常の業務を取り上げ、一般事務職の女性だけの机のある島に席替えしたことについて、陳述書7ページの下から2行目に「同じ火災新種課であるから、不利益な扱いではない」と記述してある。しかし、別の課の席に席替えなどできるはずがないので、「同じ課の席だから不利益ではない」という記述は、何の合理的理由、言い訳にもなっておらず、そもそも意味不明である。

それに、その原告の席には「決裁箱」や会社支給の端末パソコンさえなかった。つまり、課長代理としての決裁権を取り上げていながら、それまでと通常の業務を続けさせたなどとの記述は明らかに事実と異なる。

- (10) 仲山利明氏は、甲第17号証のとおり、原告と鑑定人問題で対立している時に、保険金不正支払という業務上背任行為で懲戒処分を受けた。損害調査部門というところは、保険金不正支払を防ぐことも重要な任務である。それにもかかわらず、自ら保険金不正支払をしたということは、警察官が泥棒を、消防署員が放火をしたことと同じで、大変な重罪である。したがって、通常ならば、当然即刻「懲戒解雇」となる極めて重大な不祥事である。

しかるに、甲第17号証の最後のページのとおり、受けた懲戒処分は「1年間の昇給停止」という、痛くもかゆくもない信じ難い懲戒処分である。懲戒処分を受けなくても、人事考課の結果で昇給しない社員などいくらでもいる。つまり、何らの懲戒処分もしなかったと同様である。

通常ならば、当然即刻「懲戒解雇」なって当然の極めて重大な不祥事を起こしながら、このような「特赦」を受けたのは、高松から大阪の原告に頻繁に電話を架けて、鐘ヶ江鑑定人問題を原告に煽ったにもかかわらず、いざとなったら、自分の保身と出世のために、被告側、つまり会社側に寝返った会社にとって都合の良い可愛い社員である。したがって、当然懲戒解雇になるべき不祥事を起こしたにもかかわらず、信じられないほど軽い懲戒処分ですんだのは、当

時、会社側に寝返って原告に虐待人事を行ったことに対する報酬としての恩赦減刑である。そして、さらには信じ難い事に、懲戒解雇になるべき不祥事を起こした半年後に副部長に昇進している。

このような被告に寝返った人間の書いた陳述書は当然のことながら、被告に有利な不実の羅列であることはいうまでもない。

6. 三浦浩氏の陳述書(乙第58号証)について

- (1) 陳述書の2ページの5行目に「人事上の処分を前提とするものでは全くありませんでした」と記述してある。しかしながら、原告に送付してきた原告の陳述書第1部別紙3の「三和鑑定および鐘ヶ江鑑定人に関するヒヤリング実施の件」という「呼び出し状」には、「弁護士の同席は認めない」、「弁明があれば文書で出席に代えることもできる」とまるで懲罰委員会同様の呼び出し状となっている。
- (2) 三浦浩氏の陳述書の2ページ目の下から5行目に、「甲第6号証として同年6月5日付けの『問題鑑定人に関する改善努力に関する経緯』なる文書が提出されているが、私は、この文書の記憶がありません。当時は受領していなかったものと思います」と記述されているがこれは完全に事実と異なる。

なぜならば、渡辺進悟氏の陳述書の8ページの10行目に「 から、甲6号証の『問題鑑定人に関する改善努力に関する経緯』なる文書が人事部に提出されました。これをふまえて、原告と当時の三浦浩人事グループ長とで、田辺氏のヒヤリングをしました」と記述してある。それは当然である。この甲第6号証の「問題鑑定人に関する改善努力に関する経緯」なる文書は、渡辺進悟氏、三浦浩氏の両方に社内郵便で送付しているので提出したことは事実である。

しかるに、三浦浩氏の陳述書の記述は渡辺進悟氏の陳述書の記述を否定する記述となっている。このように、三浦浩氏の陳述書も渡辺進悟氏の陳述書も信頼性のないものである。

- (3) 明らかにおかしいのは、「損害調査部門で鑑定業務を依頼する鑑定人」に関する問題のヒヤリングであるにもかかわらず、損害調査の専門家である損害調

査部門の社員がひとりも同席しないということである。人事部の人間は、損害調査の業務も鑑定人についても詳しい知識はない。したがって、当然、損害調査部門の何人かのそれなりの社員も同席させるべきであるにもかかわらず、人事部の人間だけで対応するということ自体、既に結論は決まっていたということとは明確である。

現に、「鐘ヶ江鑑定人」がとんでもない鑑定人で被告・三井住友海上や日本の損害保険業界がいかにも莫大な損害を被り続けているか事細かく極めて具体的に、およそ2時間にもわたって説明が終了した直後、突然、原告に対し、「人事部の渡辺副部長」が声を荒げて「会社の秩序を乱すような社員には、会社としても今後も徹底的に対抗する!!」などと信じがたい非難を興奮しながら原告に言った。

原告の「鐘ヶ江鑑定人」に関する説明が終了した直後で、その内容の事実確認等を会社側がまだ一切行っていない段階で「会社の秩序を乱している」などと原告を非難するなど、最初から原告の「鐘ヶ江鑑定人」についての説明をまともに聞く気も無く、原告が説明した内容の事実調査をする気などさらさら無いことがわかった。つまり、原告の「鐘ヶ江鑑定人」に関する説明をする前から、「鐘ヶ江鑑定人がいかに問題鑑定人であろうと三井海上は使い続ける」と、もう結果は決まっていたのであった。その証拠に「会社(組織)の秩序」という意味不明のことを発言したが、これは会社が「正しいことを言う組織にとって都合の悪い社員」に対して苦し紛れに言う常套句である。まさに、度々述べている「被告と三和鑑定事務所との異常な癒着」が存在している絶対的証拠であることは極めて明確である。

- (4) さらに驚くべき発言が人事部・渡辺副部長からあった。ヒヤリングが終わり、そろそろ双方が立ち上がって帰ろうかという直前に、原告が人事部・渡辺副部長に、「私は、今後課長なるなど昇進することはあるのか?」と何気なく質問したところ、驚くべきことに、「いいや、会社は今後(原告を)課長に昇進させ

たりすることは無い。」とはっきり言い切った。

これは驚くべきことである。原告が「鐘ヶ江鑑定人」について、説明した直後であり、それを基に何らの事実確認も行っていない時点で、「(会社の秩序を乱す)問題社員であるから今後一切昇進させない。」と言い切ったのである。通常、会社は「こいつは報復人事で一生昇進させない。」と腹の中では思っても本心は決して本人に言わず、「いや、そんなことはない。きちんと業務をこなせばそれなりの昇進はする。」と嘘でも言うが、そうは言わずに何らの事実確認もしていない時点ではっきり昇進を凍結すると発言したので原告は本当に驚いた。

(5) 三浦浩の陳述書3ページの下から9ページの「原告に対して『会社の秩序を乱すような社員は今後一生昇進させない』と言う趣旨の発言はしていない」と記述してあるが、三浦浩氏はこの時、既に出口のドア付近にいて、この原告と渡辺進悟氏との会話は聞いていない。つまり、既に離れたところにいたので会話が聞こえなかつただけなのである。

(6) 陳述書の2ページの14行目に、「原告の顧問弁護士からの質問書に回答義務は無いという認識であった」と記述してある。

しかしながら、これは明らかに人事部(企業)としての回答義務違反である。企業の人事部門の最大重要課題・義務として、人事考課や懲戒処分の公平性・平等性ととともに、社員への教育義務、社員への説明(回答)義務があることは言うまでもない。

この人事部の回答義務違反については、原告の陳述書第5部「原告人事に関する被告主張の誤り」(甲第23号証の5)の4ページ「4. 人事部(企業)の従業員への説明(回答)義務違反」に詳細に記述してある。

会社は、通常の質問への回答はもちろんのこと、社員が業務に関することで間違った考え、事実誤認などがあつた場合、それを改めさせ正しい業務知識を植え付けさせて適正な業務をさせなければならないという教育義務が企業の

人事部門にはあることは議論するまでもない。被告の「CSR (社会への責任) としての義務」でも「人材育成」を基本理念としていることから明らかである。

被告準備書面(3)の9ページにおいて、「原告の代理人の岡田弁護士より質問書が送付・・・三和鑑定に関する誹謗中傷が多く含まれている」との記述がある。もし、社員が業務委託会社(三和鑑定)を「誹謗中傷」、つまり事実と異なることを社員が主張していると考えるのであれば、特に業務に関する重大なことに關して質問した社員が誤った考えを持っていると判断した場合は、当然、きちんと質問に回答して合理的理由を説明して、誤った考えを正して適正な業務に戻らせる教育義務が企業にはある。これが、原告の主張する説明義務の根拠である。

それにも関わらず、鑑定人問題について原告の代理人弁護士から送付した「甲第5号証」、「甲第19号証の2」、「甲第21号証の2」、「乙第5号証」等の数々の質問書に対して、被告が回答拒否したことは、社員の教育義務・社員への説明・回答義務違反、さらに被告自らが定めた「CSR違反」、すなわちコンプライアンス違反であることは明確である。さらに驚くことに、「乙第5号証」については、回答義務を果たさないどころか「会社に質問書を送るような社員は、課長等に昇進させないのは当然である」との倒錯した主張さえしている。

- (7) 陳述書の2ページ目の1下から11行目に「仲山課長は [] が主張するような「業務命令」や「処分」に関する発言は行っていないというものでした」と記述されている。さらには、陳述書の2ページ目の下から7行目に「上述の質問状の内容について当社の見解を伝えるために、同年6月10日に [] との面談を行うこととした」と記述されている。つまり、甲第5号証の質問状の回答をすると記述がされているにもかかわらず、質問状の回答は無かった。

それに、「原告の顧問弁護士からの質問書に回答義務は無いという認識であった」と記述されているにもかかわらず、「上述の質問状の内容について当社の

見解を伝えるために、同年6月10日に [] との面談を行うこととした」と記述してあること自体が矛盾しているし、当然その時に、原告の顧問弁護士に「質問状に記述してあるような事実はないであった」と回答すべきであるにもかかわらず、20年近く経過したこの時点で、陳述書に前述のようなことを記述するなど不合理極まりなく、明らかに事実と異なることは明確である。

(8) 陳述書の3ページの下から4行目より、7ページ目にかけて、原告の顧問弁護士から三和鑑定事務所に送付した文書について、「法的措置云々・・・」等のその後の経緯が記述してあるが、まったく事実と異なる。原告は渡辺進悟氏に三和鑑定に確認の依頼などしていないし、その後も株主としてきちんと住所・氏名を書いて、鐘ヶ江鑑定人問題に関する文書を送付したが、三和鑑定事務所からは何らの法的措置もなかった。三和鑑定事務所は自社の恥を自ら世間にさらけ出すだけであるから、法的措置などとれるはずがない。

(9) 陳述書の4ページの「(7)」に記述して「確約書」についての反論は、渡辺進悟氏の陳述書の反論に記述してあるので省略する。また、それ以降の陳述書5ページの「3 [] の処遇・人事」については、これまでの準備書面や原告の陳述書で度々反論してきたので、やはりここでの反論は省略する。

また、三浦浩氏の陳述書に書いてあることがいかに矛盾に満ちているかは、原告の陳述書第5部「原告人事に関する被告主張の誤り」(甲第23号証の5)の全体に渡って記述してある。

第2章 被告主張の人事考課の矛盾・不合理について

本件訴訟での今までの被告主張の多数の矛盾・不合理な点についてそのいくつかをこの章にまとめるものである。したがって、今まで提出した各種書類に記述されている事項に、その後の被告側陳述書や証人尋問の内容を新たに加えて改めて被告主張の矛盾・不合理についてまとめて主張する。

第1部 定員外社員について

1. 主張の変遷

原告が前年度の人事考課の結果通知を受ける際、上司から「定員外の社員は最低のDランクと決まっている」といつも言われていたという主張に対し、被告準備書面(1)の9ページの16行目から「定員外社員は最低のDランクという制度も運用もなく・・・」と記述、また被告準備書面(4)の4ページの下から3行目からの記述とおり、「原告は定員外社員となることによって一律にD評価かのごとき主張をしているが・・・」と反論し、上司が原告にそのような言い方をするはずがない」と当初は主張していた。

しかし、訴訟が進展していくにつれて、その後「原告を定員外にしたのは業務能力に問題のあるからである」と主張し始め、さらに「業務能力に問題があり定員外になった社員は最低のDランクという『内規』がある」と主張し始めた。

定員外社員にするほどひどい人事考課であり、さらにそのような「内規」があれば、当然「定員外社員は最低のDランクと決まっている」と上司が原告に言ったとしても何ら不自然でなく、むしろその方が当然である。なぜならば、人事考課結果を通知する際は、なぜこのような結果になったかを今後の業務の参考とさせるために上司は通常、部下にコメントとともに伝える。しかしながら、原告のように「定員外の社員は最低のDランクと決まっている」場合は、コメントのしようがないので、「定員外の社員はDランクと決まっている」と原告に言う以外ないのである。

2. 定員外社員にした不合理な理由

被告は原告を定員外にした理由として、具体的な業務の内容に何ら触れず、単に「協調性がない」、「独善的である」、「常識を超えた行動する」などと極めて抽象的な表現をしており、それらがどのような具体的な言動であるか一切記述されていない。そして、それらの言動がどのように日常業務に影響を与えたかも一切記述が無い。

被告側の多数の陳述書、証人尋問でも同様に、原告のそれらの言動が具体的に日常業務にどのような支障を与えたのか具体的な記述や証言が一切なかった。

ましてや、定員外社員にするほど業務上「常識を超えた行動」をしたのならば、当然懲戒処分の対象となるはずである。懲戒処分を受けた社員でさえ定員外にされた社員はほとんどいないことを考えれば、前述のとおり「常識を超えた行動」をして定員外社員にされるような社員は懲戒処分を受けて当然である。しかしながら、原告は定員外社員にされた時に何らの懲戒処分どころか何らの注意もされていない。

これらの事実をみても、原告を定員外社員にしたのは、極めて不合理であり、鐘ヶ江鑑定人問題で定員外社員にしたことは明らかであり、現に被告準備書面でその旨を記述ある箇所も少なくない。例えば、被告準備書面(4)の6ページの1行目より、鐘ヶ江鑑定人問題で定員外社員にしたとはっきり記述してある。

3. 定員外社員の業務について

(1) 被告側の仲山利明氏は陳述書および証人尋問においても、甲第5号証の質問書に記述してあるような原告から通常の業務は取り上げるようなことはしていないし、平成9年度からも通常の業務を原告に行かせたと主張したが、原告はその時既に定員外社員であったことは被告も認めているところである。

定員外社員にするような著しく業務能力が劣り、問題のある社員に課長代理としての通常業務である決済等を行わせること自体が完全に矛盾、理論破綻している。現に、原告は通常の課長代理の席から遠く離れた隔離されたとも言える席に異動させられ、机上には決裁箱も他の課長代理に支給された端末パソコンも原告だけに与えられなかった。この事実からも、甲第5号証の質問書に記述してあるような原告から通常の業務は取り上げるようなことはしていないとの被告側の主張は明らかに事実と異なる。

(2) 被告は原告について、「課長代理としての統率力がない」、「課長代理としてのふさわしい働きぶりをしていない」、「部下の指導力に欠ける」など記述し、このような課長代理を課長以上に昇進させないのは当然であると主張している。

しかし、不当な人事で原告を定員外社員とし、課長代理どころか総合職として

のふさわしい業務を与えられず、部下もいないような状況・環境に貶めて、「課長代理としての統率力の発揮」、「課長代理としてのふさわしい働きぶり」、「部下を指導」などの行為ができるはずがない。そのような行為が不可能な状況・環境に原告を貶めて、課長以上に昇進させないのは当然であると主張するなどとは、極めて悪質・作為的な不当人事であることは明白である。

第2部 昇進基準について

被告は、課長に昇進する基準を延々と書き連ね、具体性のない抽象的な理由で原告のような社員は昇進させなくて当然と主張している。

しかしながら、被告は甲第17号証の「保険金不正支払」のという極めて重大な不祥事を惹起した「即刻懲戒解雇」になって当然の仲山利明次長を事件発覚のわずか半年後に次長から副部長に昇進させ、やはり「即刻懲戒解雇」になって当然の共謀者の高橋正雄課長代理をその後課長に昇進させている。

原告については、具体性のない抽象的な理由を書き連ねて「課長に昇進させないのは当然」と主張しながら、「即刻懲戒解雇」になって当然の不祥事を惹起した高橋正雄課長代理をその後課長に昇進させたことは完全に不合理である。これについては、今まで原告側から提出した各種書類に度々記述してあるにもかかわらず、被告は沈黙したままで何らの反論もしていない。

同様に、甲第18号証の1から4のとおり部下に「業務上の行為」で人格権侵害の行為を行ったために訴訟を提訴され、敗訴して各種マスコミに大々的に報道され、被告・三井住友海上の社会的信用を大きく失墜させたにもかかわらず、敗訴した被告である林延佳社員に「業務上の行為」であるにもかかわらず、何らの懲戒処分も行わず、その後部長にまで昇進させている。

これらの事実からも、被告の昇進基準が建前論だけで、いかに不合理かつ不適切な運営であり、原告の昇進も悪意を持って恣意的に凍結させ続けたことは明確である。

第3部 昇進と人事考課ランクについて

1. 人事考課の目的

人事考課の目的としては大きく分けて、業務能力の評価による「ランク付け」と「昇進に関する基準」というふたつの項目に大きく分かれる。

つまり、本来業務を問題なく遂行しているのであれば、人事考課のランクはそれなりのランクになるべきである。一方、昇進させるかどうかという基準は「管理職としてふさわしいか」という評価が基準となり、昇進させるかどうかが決まる。

したがって、昇進させるか否かは別の基準による判断となり、本来業務を問題なく遂行している社員の人事考課が「最低のランク」などということは有り得ない。

2. 被告の不合理的な人事考課

前述のとおり、被告の提出した各種書類、多数の陳述書や証人尋問での証言でも、原告の通常の業務能力が劣っているとの記述や証言は皆無であり、むしろ平均より秀でていたような記述も少なからずある。つまり、原告は本来業務については、平均または平均以上に業務能力を発揮していたことは明白であり、もし仮に、「管理職としてふさわしいほどではない」として昇進させないとしても、本来業務を問題なく遂行している社員の人事考課のランクを定員外社員として最低ランクを続けていたことは、明らかに不合理である。

したがって、被告が執拗に主張しているように「管理職としてふさわしくない」として、原告を定員外社員にして最低のランクに定着させていたことは、原告が本来業務を問題なく遂行していたかどうかということをまったく無視した理論であり、明らかに鑑定人問題で原告に対して不当な人事考課を行っていたことは明白である。

また、原告が「管理職としてふさわしくない」との被告の主張も、もちろん事実とまったく異なる。誠実にすべき損害調査業務をまともに遂行せず、会社に莫大な損害を与えている社外機関を追放しようとした原告こそが管理職として最もふさわしい社員であることは議論するまでも無い。

第4部 立証責任は被告

1. 不合理な立証責任の転嫁

被告は、本件訴訟において、課長以上に昇進すべきだったという証明を原告側がしなければならないと主張している。

しかし、被告側の陳述書(乙第48号証)にも記述されているとおり、原告と同期の社員の課長昇進率は、約9割と非常に高く、ほとんどが課長以上に昇進しており、さらには8割以上が次長以上に昇進している。つまり、仮に課長で定年を迎えたとしても「万年課長だった業務能力の劣る社員」としてみられるので、原告のように課長代理で定年を迎えた者など、「社内では社員扱いされない、著しく業務能力の劣る無能な社員」とまわりからも見られる。

さらには、課長に昇進しなかった残りわずか10パーセント足らずの者についても、原告の知る範囲では、「著しく業務能力が劣る」として課長以上に昇進できなかった者は、原告の同期166名中、3名前後に過ぎない。

本件訴訟は、原告が「部長」や「役員」という平均よりも昇進しなかったかという争いではない。前述のとおり、課長以上に昇進することが、原告のような大卒総合職の社員において通常なのであり、課長代理に昇進できなかったことについて特段の理由があることについて、被告側が主張立証責任を負うものである。

2. 仮に課長で定年を迎えても立証責任は被告

前述のとおり、原告の同期の内、8割以上が課長より上の次長以上に昇進しており、原告が仮に課長で定年を迎えたとしても「課長止まりの業務能力の劣る社員」としてみられる。

したがって、もし原告が仮に課長で定年を迎えて、「平均的な次長以上に昇進すべきだった」という訴訟を提訴しても、被告の企業側が「平均より業務能力の劣る社員」だったことを立証しなければならない。

ましてや、本件訴訟は原告が課長以下の課長代理で定年を迎え、そのような社員は同期入社166名の内、「業務能力が著しく劣る社員」として課長代理で定年を迎えた者は、わずか3名前後である。当然、被告の「原告側に立証責任がある」という主張は不合理極まりない立証責任の転嫁である。

第5部 定員外社員の転勤について

被告は、原告を定員外のまま本社から遠方の広島に転勤させた。その転勤辞令が出た際に原告は、陳述書第1部(甲第23号証の1)の26ページの下から6行目より記述のとおり、人事規約違反だとして当時の三浦人事課長に抗議メールを送信した。しかしながら、三浦人事課長は回答義務に違反して、そのメールを無視して返信メールを送信せず、人事権を濫用して原告を無理矢理広島に「定員外社員のまま」不当に転勤させた。

極めて業務能力が低いからと定員外社員とし、通常の業務を与えない社員を、わざわざ転勤費用や単身赴任手当等の高い経費を会社が負担して、「定員外社員のまま」無理に転勤させることなど不合理極まりない。

全ての損害保険会社の株主総会が開かれる東京から極めて遠方に転勤させることで、原告の株主としての行為を阻害することが目的の不当な転勤であることは明白である。

第6部 人事記録の廃棄との主張について

1. 人事関連書類の廃棄など有り得ないこと

本件訴訟では、合併の際に人事記録関連書類を破棄したと主張する被告と、合併するからこそ、それ以前の人事記録関連書類は極めて重要であり、そのような事は有り得ないとの原告の主張が対立していることは種々の書類のとおりである。

しかし、当然のことながら、合併の際に人事記録関連書類を破棄したとの被告の主張が極めて非現実的であり、そのようなことを通常の企業がするはずがない。さらに

「廃棄した書類もあれば、そうでない書類もある」などと、「まだらに廃棄した」などの主張は信じ難いことである。

ましてや被告ほどの大企業ともなると合併したことにより、関連会社も含め従業員が2万人近くにもなった。その極めて多数の従業員の合併前の人事関連書類を破棄などしたら、合併後の人事業務そのものが著しく滞るばかりでなく不可能になることは明白である。

2. 人事関連書類を廃棄したとの主張の矛盾点

本件訴訟において、本当に被告が人事関連書類を廃棄したのであれば、被告準備書面などで記述できないはずの事項、提出できない乙号証などが多数記述、提出してあることから被告の主張は完全に矛盾しており、被告にとって都合の良い多数の乙号証などは、たまたま廃棄されていなかったなどの主張は明らかに事実と異なる不合理なことであることは明白である。

その証として、例えば甲第27号証のように、「原告の業務能力は平均以上」と記述してある書類、つまり、原告に有利な書類は提出せず廃棄した等との被告の主張からも、その不合理性が際立っている。

第7部 株式公開会社としての不合理について

1. 株式公開会社としてあるまじき行為

原告陳述書第8部(甲第23号証の8)および元証券会社社員の■■■■氏の陳述書(甲第26号証)に詳細に記述してあるように、被告は株式公開会社としてあるまじき主張を行い、株主の地位・権利を否定する言動を行い、原告に不当な報復人事を続けてきた。しかし、この原告側の主張に対し、被告側は何らの反論もせずひたすら沈黙を続けているだけである。

例えば、被告準備書面(1)の7ページ4行目からの「株主としての権利行使である

からといって、被告の労働者としての誠実義務等が免除されるわけではない」との記述に対し、原告は「まったく意味不明である」と反論したにもかかわらず、被告は何らの説明・反論もせずにいる。

しかし、それは当然である。被告の主張は株主の権利と地位を否定する、株式公開会社としてあるまじき苦し紛れの主張であり、そのような意味不明の理由を以ってして、原告に不当な虐待人事を続けたということに対し、説明も反論もできるはずがない。

2. 定員外にした理由が株主としての行動であること

被告がなぜ原告の人事考課を常に最低ランクに定着させ、昇進を凍結したかという主張の様々な理由をとりまとめると、結局、原告が株主として鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定事務所の不誠実を追及していたことに尽きる。

原告を昇進させなかった理由として「会社の方針に従わない」、「常軌を逸した行動をする」などと抽象的な表現をしているが、これらの理由は原告が他社の株主総会に出席するなどの行為を示していることは明らかであり、原告の上司だった仲山利明氏課長が原告に、「鐘ヶ江鑑定人に関する株主としての行動を控えるのであれば、課長になれるように根回ししてもよい」と提案したことからも充分窺える。

第3章 鑑定人問題について

第1部 鑑定人の業務について

1. 鑑定人の必須業務

- (1) 損害保険業界における鑑定人の損害調査業務の必須かつ基本は、甲第16号証の原告の論文「正しい鑑定人の選び方」のとおりであり、被告自身もこれは非常に優秀な論文であると認めたことは今までも幾度となく記述・主張してきたとお

りである。

- (2) 鐘ヶ江鑑定人が、一般論として鑑定人として遂行すべき損害調査業務を現実には、まったくまともに行わず、杜撰極まりない鑑定人であることが、本件訴訟の本来の原因となっていることは明らかである。

本件訴訟では、原告は当初より鑑定人が一般論として遂行すべき損害調査業務を鐘ヶ江鑑定人は何らまともに行わない鑑定人だと主張してきた。

- (3) しかるに被告は、鐘ヶ江鑑定人の極めて杜撰な業務についての原告の主張に対し、「水害の現場では、鑑定人は水深の深さを測ればそれで良く、事故現場での特に詳しい損害調査は必要ない」、「商品管理システムを導入している契約者の事故は、後でデータをもらえばよく、事故現場での特に詳しい損害調査は必要ない」、「火災事故は保険の目的が焼損・焼失しているため損害調査は不可能である」などと、損害保険会社として自殺行為とも言える一般論を否定する暴論を繰り返してきた。

2. 事実論を避けて一般論の被告の主張

- (1) 前述のとおり、被告は一般論を否定して保険会社としてあるまじき暴論を主張して鐘ヶ江鑑定人の擁護を続けてきた。

しかし、被告側の陳述書の提出や証人尋問が始まると、それまでの主張から手のひらを返すように、事故現場での損害調査は「一般論として・・・」などとの修飾語を使いながら、原告が主張してきた鑑定人が当然現場でやるべき甲第16号証の原告の論文「正しい鑑定人の選び方」の内容に沿った鑑定人として当然行うべき業務を被告側も突然主張し始めた。これは、今までの暴論とも言える主張と真逆の主張である。

- (2) つまり、「事実論を避けて一般論」を主張し始めたのである。そして、「古い事なので事実は覚えていないが、一般論としてこのようにしたはずだ」、「一般論として、そのようなことをするはずがない」と、事実論を避けて一般論からの推測

の主張の羅列だらけとなった。

つまり、訴訟開始以来、被告が主張してきた前述の数々の自殺行為とも言える暴言と真逆の主張を陳述書に記述し、証人尋問でも回答した。

これらの経緯からも、鐘ヶ江鑑定人の杜撰極まりない業務を被告も充分知りながら、被告は損害保険会社としてあるまじき暴論で鐘ヶ江鑑定人を非常識な理由で庇い続けてきたことは明確であり、原告の主張の正しさが証明されている。

- (3) 本件において、被告側申請の証人の尋問は、鐘ヶ江鑑定人はもちろんのこと、それ以外の人間の陳述書や証人尋問においても、総じて、原告の主張の核心にわたる部分については、「古い事なので記憶にない」と主張する一方、被告自身の主張を裏付ける部分については、「そのようなことはしていない」などと明確に主張する点が目立ち、明らかに不自然な点が目立つ、信用のおけないものである。

鐘ヶ江鑑定人の証言をはじめとして、前述のとおり、本件訴訟の被告側の陳述書や証人尋問の際の証言では、現実として実際はどうであったかということを見せず、一般論からの推測に終始している。このような証言に基づく被告側の主張には、何らの説得力もなく、信用性もない。

3. 鑑定書の作成時期

前述のとおり鑑定書の作成時期については、被告が訴訟開始以来、執拗に主張し続けてきたことが、鐘ヶ江鑑定人の証人尋問で被告の主張が根底から覆り、原告の主張の正しさ証明されたことは極めて重要なことであり、それについて詳細に述べる。

被告は、「鑑定人は損害調査の単なる補助者であり、鑑定書は契約者への保険金の支払を決める協定をするときの参考にするだけであり、鑑定書と違う損害額を支払うことも珍しい事ではない」と本件訴訟当初より繰り返し主張している。

例えば被告準備書面(3)の5ページ3行目より「三和鑑定などの鑑定業者は、被告の補助者に過ぎない。被告の実務としても、鑑定業者の鑑定書を参考にしつつも、

被告の判断によって鑑定書の内容と異なる損害額を認定することが存する」との記述がその代表的な例である。

この主張に対し原告は、それは荒唐無稽な机上の空論でそのようなことは有り得ず、実務上、鑑定人は保険会社が契約者と協定した支払保険金に合わせて鑑定書を作成すると反論し続けてきたが、被告はそのようなことはないと当初からの主張を繰り返し続けてきた。そして、証人尋問の際にも、鐘ヶ江鑑定人に「それでは、鑑定書の金額と異なる保険金を支払う例は、何件に1件くらいですか？」と執拗に質問しても、「覚えていない」の一点張りで具体的な回答から逃げ続けた。(鐘ヶ江洋三・証人等調書25ページ13行目より)

しかし、鐘ヶ江鑑定人は現在でも鑑定人として働いており、「覚えていない」などとの発言は明らかに逃げ口上である。

その証として、その被告の主張について、鑑定人である鐘ヶ江証人は、その尋問において「鑑定書というのは、正式に支払額が決まった協定後のものを保険会社に提出」とはっきりと証言している(鐘ヶ江洋三・証人等調書30ページの1行目)。

繰り返しとなるが、この発言により、被告が主張し続けてきたことは、まったく事実と異なり原告の主張が正しかったことは、鑑定人である鐘ヶ江証人自身の証言からも明らかであり、この典型的な例を見ても、そもそも被告の鑑定業務全般に係る主張が、いかに信用できないものであるかがわかる。

現に、原告の主張を証明するものとして提出した甲第15号証の獨協大学の府川教授がホームページで追及している「鑑定人と三井住友海上が共謀して事実と異なる鑑定書を作成して不適正な保険金を支払った」という事件について、被告側は一切反論もせず沈黙を保っていることからも明らかである。

4. 鑑定書に記述すべきこと

被告や鐘ヶ江鑑定人は「鑑定書に保険価額や損害額の詳しい記述をしなければならぬ」という規則も無く……、「修理見積書等が妥当な場合は、損害額等の説明

の記述は省略しても問題がない・・・」などと保険会社としてあるまじき信じ難い主張をしている。まさに鐘ヶ江鑑定人を擁護するための保険会社として自殺行為とも言える暴論である。

まともな鑑定人は修理額が妥当と判断した場合ほど詳細にその理由を鑑定書に記述するがそれは当然である。なぜならば、「修理見積額が妥当」と保険会社に示すと、単に手抜きしたと思われるので、まじめにきちんと仕事をする鑑定人ほど、なぜ修理見積額を妥当と判断したか、自分の判断・考えを鑑定書に詳細に記述する。

したがって、「修理見積書等が妥当な場合は、損害額等の説明の記述は省略しても問題がない・・・」などと主張する鑑定人はおよそまともな鑑定人ではなく、鐘ヶ江鑑定人のような杜撰な鑑定人であることは明白である。また、同様の主張をする被告も多額の鑑定料を支払う保険会社としてあるまじき主張である。

第2部 鑑定業務の被告の検証について

1. 被告の主張について

鑑定人が杜撰な仕事をして、保険会社の社員が検証するので、不適正な保険金が支払われることはない」と被告側の陳述書、証人尋問等で多々記述や回答をしている。しかし、これは現実離れした荒唐無稽な空論である。

2. 被告の主張の理論破綻

鑑定人に損害調査業務を依頼するということは、社員より損害調査に詳しい専門家に業務を依頼するということである。その鑑定人の業務結果を保険会社の社員が検証できるはずがない。例えば、入社したばかりの新入社員が鑑定人と一緒に事故現場に行くことも何ら珍しい事ではない。その新入社員がどうやって損害調査の専門家の業務の検証を行うのか、被告の主張はまったく現実離れした荒唐無稽な空論である。

現に高品秀弘氏の証人尋問の際も、「鑑定人が杜撰な仕事をして、保険会社の社員が検証するので、不適正な保険金が支払われることはない」と高品証人は当初主張

していたが、「損害調査の大半を占める鑑定人の単独立会の場合は、保険会社の社員がなぜ検証可能なのか?」という尋問に対して、「鑑定人を信用するしかない」と本来の主張とまったく矛盾した回答をした。この例からも鑑定人が杜撰な仕事をして、保険会社の社員が検証するので、不適正な保険金が支払われることはないという主張は完全に理論崩壊している。

さらにわかり易い例を挙げれば、1台の自動車は多数の部品から成り立っており、そのほとんどは下請け業者が作成して納入したものである。被告の主張していることは、それらの部品のすべてを自動車メーカーが欠陥がないかどうかチェックするから、欠陥車など有り得ないと主張していると同様であり、完全に現実離れした荒唐無稽な空論である。

現に、自動車をはじめとして下請け業者から納入された部品に欠陥が見つかり、リコールされた工業製品はいくらでもある。したがって、「鑑定人が杜撰な仕事をして、保険会社の社員が検証するので、不適正な保険金が支払われることはない」との被告の主張は現実離れした荒唐無稽な空論である。

3. 鑑定人の業務は全件鑑定事務所が検閲しているという主張について

(1) 鐘ヶ江証人の証人尋問において、鐘ヶ江証人は「鑑定書は三和鑑定事務所が全件チェックをする」(証人等調書5ページ9行目)ので杜撰な鑑定書は発行されない意味の証言をしているが、これはまったく事実と異なる。鑑定書は、鐘ヶ江証人が証言(鐘ヶ江洋三・証人等調書30ページの1行目)したとおり、保険会社と契約者との間で支払保険金が協定して確定した時点で作成される。したがって、支払保険金が決まる前に事前に鑑定書の内容をチェックするなど不可能なことで有り得ない。

(2) その証として、鐘ヶ江鑑定人と一緒に若い鑑定人が二人常駐していたが、その中の「畠中鑑定人」は、鐘ヶ江鑑定人同様ひどい鑑定人であった。その畠中鑑定人と一緒に事故現場に行った際、契約者から修理見積書が早い時点で提出されてい

たにもかかわらず、それから計算した認定損害額の畠中鑑定人からの連絡が(いつものように)極めて遅く、代理店を通じて契約者が大変怒っているとの連絡が原告に入った。

慌てた原告は、畠中鑑定人に大至急修理見積書をチェックして認定損害額を算出するように督促したところ、畠中鑑定人から連絡のあった認定損害額は、修理見積書の合計金額から20%の減価償却をただけという明らかに、中身を精査していない手抜きをした損害額であった。しかし激怒している契約者には一刻も早く連絡しなければならないため、やむをえず、その損害額を連絡した。

しかしその後、念のため原告が修理見積書の内容を精査したところ、驚くべきことに修理業者の手違いで修理見積書の合計額が合っていないことが判明した。

つまり、畠中鑑定人は修理見積書の中身を一切チェックすることなく、表紙に表記してある修理合計額を単に20%の減価償却をした金額を認定損害額として連絡しただけだと判明した。そのため原告は、契約者に支払保険金の訂正を連絡して謝罪するなど後始末が大変であった。

たまたま原告が修理見積書の中身を精査したために、畠中鑑定人のずさんな仕事ぶりが露呈したが、通常、前述のとおり、保険会社の社員はそのようなことはしないため、三和鑑定事務所の杜撰な鑑定業務による不適正な保険金支払いが横行していたことは容易に推認できる。

このように、鐘ヶ江鑑定人をはじめ、三和鑑定事務所の鑑定人は杜撰極まりない仕事をしているばかりか、鑑定人の仕事のチェックなどまったくしておらず、鐘ヶ江鑑定人の「三和鑑定事務所が仕事を全件チェックしている、だから杜撰な鑑定業務などありえない」などとの主張はまったく事実と異なる。

- (3) また、保険金支払い時に鑑定書の提出が非常に遅く、保険金が支払えない時が度々あったが、急いで提出するように督促すると、即刻持参したり郵送されてくることも珍しい事ではなかった。実際に三和鑑定事務所がすべての鑑定書を提出する前にチェックしていたら、督促されて慌ててすぐ鑑定書を提出するなどの

行為は、時間的にも不可能であり、この事実からも「三和鑑定事務所が仕事を全件チェックしている、だから杜撰な鑑定業務などありえない」などとの主張はまったく事実と異なる。

(4) また、当然のことながら、前述の「鑑定人が杜撰な仕事をして、保険会社の社員が検証するので、不適正な保険金が支払われることはない」との被告の主張も現実離れした荒唐無稽な空論である。

4. 他社においても問題視していないとの主張について

鐘ヶ江鑑定人について、被告は頻繁に「他社でも問題視していない」との主張を繰り返しているが、これらについては単に被告が主張しているだけで、客観的な証拠も証言も何もない。

それに比して原告は、他社でもいかに鐘ヶ江鑑定人の悪評が鳴り響いているかは各種提出書類にて極めて具体的かつ詳細に記述・説明している。したがって、被告の「鐘ヶ江鑑定人を他社でも問題視していない」との主張はまったく信頼性がないことは明白である。

5. 甲第16号証について

甲第16号証の論文「正しい鑑定人の選び方」は、原告がエントリーもしていないのに、あまりの内容の素晴らしさに被告の担当者が特別に論文集に掲載したということ、またその中の悪質鑑定人とは鐘ヶ江鑑定人のことであることは以前から述べているとおりであり、この論文を作成した原告本人が主張していることなので事実であることは否定のしようがない。

そして、被告はこの甲第16号証の論文の内容については何らの間違いの指摘も反論もしていない。つまり、被告自身も鐘ヶ江鑑定人が杜撰な損害調査業務をする悪質鑑定人であるという事実を認めていることに他ならない。

第4章 コンプライアンス違反について

第1部 コンプライアンス違反の指摘について

本件訴訟は、鐘ヶ江鑑定人および三和鑑定事務所と被告が異常に癒着し、不適切な保険金支払いを被告が続けているというコンプライアンス違反が原因となっている。

被告は、被告準備書面(3)の2ページ2行目などにおいて、被告はコンプライアンス違反をするような会社ではないと主張しているが、原告陳述書第9部(甲第23号証の9)にて、原告が多数の被告のコンプライアンス違反の実例を証拠書類とともに挙げているにもかかわらず、被告はそれらについて何らの反論も行わず、ただひたすらに沈黙を保っていることから、鑑定人問題がコンプライアンス違反ではないという主張はまったく事実と異なることは明白である。

第2部 英国子会社問題に対する異常な対応

原告が挙げた数々のコンプライアンス違反の中でも、鑑定人問題に特に酷似している被告の英国子会社問題の詳細を第4陳述書(甲第35号証)に記述したところ、被告の対応は常軌を逸した異常ともいえる行為であった。

1. 不実の主張と裁量権の侵害

- (1) 英国子会社問題は、詳細は原告第4陳述書(甲第35号証)に詳細に記述してあるとおり、被告が英国の金融監督官庁から4億円以上もの罰金刑を受け、被告もそのコンプライアンス違反(不祥事)を認めて罰金を支払ったものである。
- (2) その被告にとって世紀の不祥事に関する金融庁とのやりとりの経緯である第4陳述書(甲第35号証)に添付の証拠書類について被告は「有利な営業上の情報」などと、事実とまったく異なる不実の主張を行い、「閲覧制限の申し立て」、さらには「証拠能力の否定」などという被告準備書面(9)まで提出するという信じ難い暴挙に出た。

訴訟当事者の提出した書類に証拠能力があるかどうかの判断は、まさに裁判所の裁量で判断することである。それにもかかわらず、「証拠能力の否定」を意見する準備書面を提出するなど訴訟制度の根幹を根底から覆す行為であり、裁判所の裁量権を侵害するなりふり構わぬ行為でもある。

2. 被告のスラップ訴訟(恫喝訴訟)の予告

(1) さらに、被告は本件訴訟を委任した弁護士とは別の弁護士に依頼し、裁判所に第4陳述書(甲第35号証)に添付されている不祥事である英国子会社問題の各種書類について、「証拠書類の不開示と引き渡しの仮処分命令」の申し立てを行い、さらには、その「仮処分命令」の申立書(別紙1)に「引き渡さない場合は、一日につき10万円支払えという裁判を起こす」という、いわゆる「スラップ訴訟(恫喝訴訟)」の予告までして原告を恫喝したのである。一日につき10万円ということは、1年間で3,650万円、10年間で3億6,500万円を支払えという、明らかに一般庶民である原告を恫喝した訴訟、いわゆる典型的な「スラップ訴訟」の予告である。

(2) このような「スラップ訴訟(恫喝訴訟)」は、先進諸国では問題視されており、例えば、アメリカのカリフォルニア州では法律で禁止されている。日本ではまだ法律的に禁止はされていないが、日本でもこのようなスラップ訴訟を起こすのはブラック企業や特殊な宗教団体などで、まともな企業は世間の批判・糾弾を浴びることは必須であるからスラップ訴訟は起こさない。

これらの理由から、被告がこの英国子会社問題のコンプライアンス違反の不祥事について、スラップ訴訟を原告に予告・恫喝までして、なりふり構わずに必死に世間に不祥事を隠蔽しようとしていることは明白である。

(3) さらに、被告は仮処分命令申し立てを依頼した弁護士より原告に直接、「通知書」なる文書(別紙2)を郵送し、それには原告の第4陳述書(甲第35号証)に添付してある書類について、不祥事に関する書類であるにもかかわらず、「営業活

動に有用な情報」などとまったく事実と異なることを記述し、さらに「公開を禁止する」、「書類を返却しろ」、「書類をデータ化している場合は直ちに消去して、それをしたことを24時間以内に報告しろ」などと、なりふり構わぬ異常とも言える命令調の記述が連ねてある。これらの事実を見ても、被告・三井住友海上がおよそまともな企業ではなく、不祥事の隠蔽のためになりふり構わず、異常な行動に出たことは明白である。

- (4) 以上のように、被告はこのような体質の企業であるから、英国子会社問題に酷似した本件訴訟の原因となっている鑑定人問題についても、事実と異なる不実ばかりを主張してコンプライアンス違反を隠蔽しようとしていることは明白である。

以 上